証券コード　9070
平成27年６月10日

株　主　各　位

富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長　綿　貫　勝　介

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送賜わりたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
　当社本社　４階ホール
3. **目的事項**
　報告事項
　1. 第95期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第95期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役８名選任の件
　第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

---

1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(http://www.tonamiholdings.co.jp)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費税率引き上げや天候不順などによる影響もあり個人消費が低迷する一方で、円安に大幅な原油安も加わり、企業の収益環境が好転したことなどから、景気は緩やかな回復基調で推移したものと見られます。

物流業界におきましても、物流需要の緩やかな回復基調が見られる中、原油価格の下落に伴う燃料価格の値下げ傾向にあるものの、トラックドライバー不足の深刻化に伴う外注費の上昇、受注獲得に向けた業者間の競争激化など、変化著しい環境への対応が求められ、依然として厳しい経営環境が継続しました。

そのような中、当社グループは中期経営計画（平成24年４月１日～平成27年３月31日）の最終年度として、成長戦略の一層の進展をはかり、業績目標の達成にむけて邁進いたしました。

また、貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業において、新規顧客拡販・既存顧客深耕による安定的収益の確保、適正運賃収受などに取組むと共に、重点とする３ＰＬ事業をはじめとする業容拡大に努めました。

その結果、当社グループの当期経営成績は、営業収益において1,225億47百万円と前期に比べ14億17百万円(1.2%)の増収となりました。

利益面におきましては、中期経営計画における「事業構造改革」の進展、運賃・料金単価の改善など収益力の強化により、下払料の高騰・原材料価格の上昇をはじめコストアップ要因の吸収をはかり、営業利益は47億52百万円と前期に比べ15億11百万円(46.7%)の増益となりました。

また、経常利益は51億49百万円と前期に比べ16億22百万円(46.0%)の増益となりました。

当期純利益は32億38百万円と前期に比べ８億67百万円(36.6%)の増益となりました。

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移したことから普通配当１株当たり１円を増配し、３円50銭の実施を予定しております。これにより既に実施済みの中間配当１株当たり２円50銭と合わせまして、年間配当金は１株につき６円を予定しております。

セグメントの業績は次のとおりです。

〈物流関連事業〉

前期における消費税増税前の駆け込み需要の影響等による取扱数量の伸び悩みが見られたものの、貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業や３ＰＬ事業における適正運賃・料金収受施策の推進に努めたことにより、営業収益は1,127億20百万円

と前期に比べ20億28百万円(1.8%)の増収となりました。セグメント利益は、事業構造改革の進展、運賃・料金水準の改善、第３四半期以降の燃料価格の値下げなどもあり、下払料をはじめとする外注費などのコストアップ要因を吸収して39億23百万円と前期に比べ14億29百万円(57.4%)の増益となりました。

〈情報処理事業〉

情報処理事業の営業収益は30億15百万円と前期に比べ43百万円(1.4%)の減収となりました。セグメント利益は２億53百万円と前期に比べ３百万円(1.3%)の微増となりました。

〈販売事業〉

物品販売並びに委託売買業、損害保険代理業等の販売事業における営業収益は61億５百万円と前期に比べ５億10百万円(7.7%)の減収となりました。セグメント利益も３億94百万円と前期に比べ37百万円(8.7%)の減益となりました。

〈その他〉

その他では、自動車修理業、ダイレクトメール業等で営業収益７億５百万円を計上しましたが、前期に比べ56百万円(7.4%)の減収となりました。セグメント利益は１億19百万円と前期に比べ33百万円(39.2%)の増益となりました。

今後の見通しにつきましては、我が国の経済は実質賃金の向上などによる個人消費の改善が見込まれるものの、円安による原材料や物価の上昇などの影響等もあり、景気は緩やかな回復基調が予想されます。

物流業界におきましても、こうした動きの中で貨物輸送量も回復してくるものと考えられますが、人手不足の深刻化や外注費の高騰など不安要因も継続し、依然として厳しい経営環境が続くものと見られます。

当社グループは中期経営計画（平成24年４月１日～平成27年３月31日）において、「輸送技術・作業効率・商品開発・営業活動」などにおけるイノベーションをはかり、「事業構造改革」の実現による新しい価値創造に邁進してまいりました。

その結果、変化著しい事業環境の中ではありましたが、最終年度の目標とする利益に到達することができ、「社会の安心と安全」への貢献の一助とすることができました。

引き続き、さらなる成長の３ヶ年（平成27年４月１日～平成30年３月31日）と位置付ける中期経営計画をスタートさせ、最終年度の業績目標にむけて邁進してまいります。

今後、物流パートナーとしてお客様とのコミュニケーションを一層密にし、共に

成長し利益を実現していくことが鍵となっております。グループ全体の「質・総合力」を高め、付加価値の高いサービスを提供し、お客様の発展を支援することが不可欠であります。

そのためにも、より強靭でしなやかな機動力のある経営体質を構築することが肝要であり、コンプライアンス／コーポレート・ガバナンスに裏付けられた「高品質経営」に主眼を置き、長期的な安定収益とキャッシュ・フローの確保をはかり、企業価値の最大化をめざします。

また、成長戦略を支えるＩＴ機能の「オープン環境への移行」をはかり、変化に強い機動的な経営管理システムの実現により「生産性・コストパフォーマンス・物流品質」の向上を支援強化してまいります。

このような企業活動を積極的に推進する中で、当社グループの平成28年３月期の連結業績予想につきましては、次のとおり見込んでおります。

（連結業績予想）

営業収益	126,400百万円	（前期比 3.1%増）
営業利益	4,900百万円	（前期比 3.1%増）
経常利益	5,300百万円	（前期比 2.9%増）
当期純利益	3,400百万円	（前期比 5.0%増）

（注）上記の業績見通しは、現時点で合理的であると思われる一定の前提に基づいており、変動する可能性があります。

事業別営業収益

事業別	金額（百万円）	構成比（%）	前期比増減率（%）
物流関連事業	(112,720)	(92.0)	(1.8)
貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業	86,003	70.2	0.9
倉庫業	20,977	17.1	3.8
港湾運送事業	5,739	4.7	8.6
情報処理事業	(3,015)	(2.4)	(△1.4)
販売事業	(6,105)	(5.0)	(△7.7)
その他	(705)	(0.6)	(△7.4)
合計	122,547	100	1.2

（注） その他には、自動車修理業、ダイレクトメール業、その他事業の各収入を含めて表示しております。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は58億84百万円で、その主な内容はリース資産29億65百万円、建物・構築物11億67百万円、車両運搬具８億34百万円、工具器具備品１億71百万円などであります。設備資金は、自己資金およびファイナンス・リースにより調達しております。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

中核のトナミ運輸㈱野田支店（千葉県野田市）の増築、トナミ首都圏物流㈱県央支店（神奈川県海老名市）を新設いたしました。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新築、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

トナミホールディングスグループは、企業成長力を維持するため、平成27年４月からスタートしました中期経営計画に基づき、株主様・お客様・社会・社員の満足の実現にむけて、以下のとおり取組んでまいります。

①特積み部門の安定事業基盤の構築により、一層の営業収益・拡大をはかる。

②経営資源の最適配分による効率経営、ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用による営業展開により、市場競争力のあるサービス提供をはかる。

③多様なお客様のニーズに応じた提案型営業力を強化し、最適な物流サービスの提供により、新規事業・新市場への展開、M＆Aや業務資本提携などにより、既存事業を補完するビジネスの拡大を促進する。

④グループ人材の育成・確保のため、採用活動の強化・教育の充実、時代のニーズにあった人事・賃金制度・採用制度の見直し、女性の登用推進をはかる。

⑤物流のエキスパートとして、「№１」・「オンリーワン」と言える商品・サービスを提供し、お客様にとって魅力あるトナミブランドを構築する。

⑥コンプライアンス／コーポレート・ガバナンスに裏付けられた「高品質経営」の実現により、顧客・株主から信頼され、地域・社会に貢献し、従業員が誇りを持って働くことができる活力溢れる企業づくりに取組む。

今後も業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に添いたいと考えております。
何卒、株主の皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成26年７月１日、菱星物流株式会社(埼玉県熊谷市)の発行済み株式81%を取得し子会社化いたしました。

(8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第92期 平成23年度	第93期 平成24年度	第94期 平成25年度	第95期 平成26年度(当期)
営業収益	117,709	115,864	121,129	122,547
経常利益	1,618	3,050	3,527	5,149
当期純利益	632	1,785	2,370	3,238
１株当たり当期純利益	6円97銭	19円67銭	26円13銭	35円69銭
総資産	116,085	117,189	117,149	120,887
純資産	46,045	47,643	49,292	54,647

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
トナミ運輸株式会社	10,000百万円	100%	貨物自動車運送事業
トナミ商事株式会社	50	100	物品販売事業
京神倉庫株式会社	490	100	倉庫業
トナミ運輸信越株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
トナミ運輸中国株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
阿南自動車株式会社	23	100	貨物自動車運送事業
トナミ国際物流株式会社	60	100	港湾運送事業

（注）１．当社の連結子会社は上記の重要な子会社７社を含む25社であり、持分法適用会社は７社であります。

２．当期の連結営業収益は前期比1.2%増の1,225億47百万円、連結経常利益は前期比46.0%増の51億49百万円、連結当期純利益は前期比36.6%増の32億38百万円となっております。

(10) 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、次の各事業を営む会社を支配管理しております。事業部門別の主要な内容は下記のとおりです。

事業区分	事業内容
物流関連事業	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業
情報処理事業	情報処理事業
販売事業	物品販売並びに委託売買業、損害保険代理業、総合リース業
その他	自動車修理業、旅行業、ダイレクトメール業、その他事業

(11)主要な事業所

会社名	名称	所在地
当社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
	相模支店	神奈川県海老名市上郷4-1-2
	浦和支店	埼玉県さいたま市緑区中野田字谷ノ前1045
	中央支店	富山県射水市津幡江95
	富山支店	富山県富山市宮町334-1
	金沢支店	石川県金沢市神野町東202
	福井支店	福井県福井市今市町11-7-1
	南大阪支店	大阪府堺市堺区築港八幡町1-1
	東大阪支店	大阪府東大阪市本庄中1-4-90
	大阪中央支店	大阪府大阪市鶴見区焼野3-2-11
トナミ商事株式会社	本社	富山県高岡市昭和町1-2-10
京神倉庫株式会社	本社	京都府京都市下京区和気町21-1
トナミ運輸信越株式会社	本社	新潟県新潟市西区北場1087-1
トナミ運輸中国株式会社	本社	広島県広島市西区草津港3-2-1
阿南自動車株式会社	本社	長野県諏訪市大字中洲字松山5502-18
トナミ国際物流株式会社	本社	神奈川県横浜市中区山下町23

(12)従業員の状況

①企業集団の従業員の数

事業区分	従業員数	前期比増減
物流関連事業	6,027名	＋82名
情報処理事業	146名	△3名
販売事業	93名	＋4名
その他	115名	△128名
全社（共通）	66名	0名
合計	6,447名	△45名

②当社の従業員数

区分	従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	50名	＋1名	51.4歳	24.6年
女	16名	△1名	31.6歳	7.8年
合計または平均	66名	0名	46.6歳	20.5年

(13)主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	百万円 2,670
株式会社北陸銀行	1,700
株式会社三井住友銀行	1,570
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,370
株式会社富山第一銀行	840

（注） 上記の借入先には株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローン（合計2,000百万円、借入先５行）、株式会社北陸銀行を幹事とするシンジケートローン（合計200百万円、借入先４行）は含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 299,200,000株

(2) 発行済株式の総数 97,610,118株 （自己株式6,878,619株を含む。）

(3) 株主数 6,326名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
トナミ共栄会	千株 7,031	% 7.75
明治安田生命保険相互会社	6,947	7.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,221	6.86
トナミ運輸従業員持株会	5,676	6.26
東京海上日動火災保険株式会社	4,401	4.85
株式会社みずほ銀行	3,791	4.18
株式会社北陸銀行	3,363	3.71
三菱ふそうトラック・バス株式会社	3,252	3.58
東洋ゴム工業株式会社	2,170	2.39
いすゞ自動車株式会社	1,966	2.17

（注） 1. 当社は、平成27年３月31日現在自己株式6,878千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6,221千株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	綿貫勝介	トナミ運輸㈱代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長
常務取締役	寺林康男	トナミ運輸㈱専務取締役
取締役	坂本茂樹	京神倉庫㈱取締役社長
取締役	岡田繁幸	トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	永原善巳	経営企画室担当兼関係会社管理部担当兼事業戦略室担当 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	髙田和夫	人事管理グループ担当 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	泉伸一	トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	輪達光春	経営管理グループ担当兼経営管理グループ財務部長兼内部統制担当 トナミ運輸㈱取締役上席執行役員 トナミビジネスサービス㈱取締役社長
常勤監査役	松田充夫	トナミ運輸㈱監査役
常勤監査役	武部正文	トナミ運輸㈱監査役
監査役	犬島伸一郎	コーセル㈱社外監査役
監査役	石黒洋二	石黒洋二税理士事務所代表 黒谷㈱社外監査役
監査役	海道俊雄	海道俊雄公認会計士事務所代表

(注) 1．監査役　犬島伸一郎氏、石黒洋二氏、海道俊雄氏は、社外監査役であります。なお、石黒洋二氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2．常勤監査役　松田充夫氏は、経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3．監査役　犬島伸一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役　石黒洋二氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役　海道俊雄氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、刻々と変化する事業環境に対応した迅速かつ的確な意思決定のため、物流事業の特性に精通した人材の招聘が肝要であり、その準備期間が不可欠と判断したためであります。なお、本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	７名	24百万円
監査役	５名	16百万円（うち社外３名　12百万円）

（注）　取締役の報酬額と員数に無報酬の取締役１名は含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①監査役　犬島伸一郎氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに、監査役会７回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要
当社との間で会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

②監査役　石黒洋二氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち９回に、監査役会７回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要
当社との間で会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

③監査役　海道俊雄氏

イ．重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち９回に、監査役会７回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　36百万円

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　41百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、これらの遵守をはかる。

取締役会については取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保されており、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役に報告し、その是正をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程および文書保存規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」に基づき、トナミグループの業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者について体制を整える。

- 車輌の運行に関わるリスク
- 貨物の輸送・保管・加工に関わるリスク
- 取引先の信用リスク
- 人事リスク
- 情報システムリスク
- 財務リスク
- 管財リスク
- 大規模災害

ロ．リスク管理体制の基礎として、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、「トナミグループ大規模災害対応規程」および「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規模に従って迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス体制の基礎として「トナミグループ社員行動規範」を定め、意思決定機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当役員を中心とする内部統制システムの向上をはかる。

ロ．内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。また、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制チーム（監査室内）が内部統制体制の維持・向上のための統括・運営・研修を行う。

ハ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ．法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、本社の内部統制チーム(監査室内)を直接の情報受領者とする社内通報システム「トナミグループ社内通報規程」を運用する。

ホ．監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、「グループ運営規程」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。経営管理については、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、子会社経営の管理を行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

ロ．子会社が、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ハ．グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を整備・運用する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき使用人については、監査室の職員とする。監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ロ．監査室職員は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

ロ．「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

ハ．当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。

また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係各署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式等の自由な取引により決定されることを基本としております。

一方、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としての在り方は、様々なステークホールダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値向上および株主共同の利益の向上実現により、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、以下の施策を実施しております。

イ．当社の経営の基本方針

当社は、お客様に「安全・確実・迅速なサービス」を提供することを通して事業の発展をはかり、株主の皆様へ「適正で安定した配当」を継続することを経営の基本方針としております。

この方針に基づいて、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供できるネットワークの構築をはかり、収益性の強化につとめることで、安定した経営をめざしてまいります。

ロ．中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成27年度から平成29年度までの「中期経営３ヶ年計画」をスタートさせました。その概要は以下のとおりです。

- スローガン「”Leading step up 2017 ”さらなる高品質経営をめざして!!」
- 中期グループビジョン

「グループの構造改革を礎とした業容拡大を実践していく３ヶ年」と位置付け、物流パートナーとしてお客様とともに成長を維持していくためにも、グループ全体の「質・総合力」を高め、さらなる「高品質経営による新グループ体制の確立」をめざしてまいります。

- 基本方針
  - 特積み部門の一層の収益力強化をはかる。
  - 重点事業基盤の強化をはかる。
  - 新たな事業戦略の推進により成長をはかる。
  - 人材育成・採用強化をはかる。
  - 最上級の物流品質をめざす。
  - コンプライアンス体制の強化による高品質経営をめざす。

③内部統制体制の構築

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、平成20年10月１日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築をはかり、企業価値向上にむけて取組んでおります。

当社の取締役会は、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止することといたしております。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め、各監査役の監査対象

となっております。

このほか、会社法に基づいて、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、企業集団における業務の適正を確保するための体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制等々について、決議いたしており、引き続きその体制の一層の整備に努めております。

当社は損失の危険の管理すなわちリスク管理の一環として、現在、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為に対応するため、買収防衛有事対応マニュアルの運用による体制強化にむけて取組んでおります。

（注） 事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**36,076**	**流動負債**	**39,333**
現金及び預金	12,252	支払手形	858
受取手形	3,367	営業未払金	10,508
営業未収金	17,162	短期借入金	10,770
リース投資資産	55	１年以内返済予定長期借入金	1,055
たな卸資産	574	１年以内償還予定社債	5,000
繰延税金資産	714	リース債務	2,140
その他	2,007	未払法人税等	1,225
貸倒引当金	△58	未払消費税等	1,796
固定資産	**84,811**	賞与引当金	1,113
有形固定資産	**71,168**	その他	4,864
建物及び構築物	21,273	**固定負債**	**26,906**
機械装置及び運搬具	2,196	長期借入金	5,908
土地	40,294	リース債務	5,201
リース資産	6,657	再評価に係る繰延税金負債	3,977
その他	746	役員退職慰労引当金	130
無形固定資産	**797**	退職給付に係る負債	6,747
のれん	10	繰延税金負債	2,119
その他	786	その他	2,821
投資その他の資産	**12,845**	**負債合計**	**66,240**
投資有価証券	8,453	**純資産の部**	
破産更生債権等	116	**株主資本**	**46,160**
その他	4,801	**資本金**	**14,182**
貸倒引当金	△526	**資本剰余金**	**11,682**
		利益剰余金	**22,324**
		自己株式	**△2,028**
		その他の包括利益累計額	**8,395**
		その他有価証券評価差額金	**1,957**
		土地再評価差額金	**6,182**
		退職給付に係る調整累計額	**256**
		少数株主持分	**91**
		純資産合計	**54,647**
資産合計	**120,887**	**負債・純資産合計**	**120,887**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額 内訳	金額 合計
営業収益		122,547
営業原価		111,775
営業総利益		10,771
販売費及び一般管理費		6,019
営業利益		4,752
営業外収益		804
受取利息	198	
受取配当金	127	
受取家賃	98	
負ののれん償却額	76	
持分法による投資利益	78	
その他	225	
営業外費用		407
支払利息	283	
貸倒引当金繰入額	53	
その他	70	
経常利益		5,149
特別利益		328
固定資産売却益	147	
負ののれん発生益	110	
その他	70	
特別損失		208
固定資産売却及び除却損	103	
関係会社株式評価損	39	
その他	66	
税金等調整前当期純利益		5,269
法人税、住民税及び事業税		1,819
法人税等調整額		199
少数株主損益調整前当期純利益		3,250
少数株主利益		12
当期純利益		3,238

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,182	11,682	18,724	△2,021	42,567
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	551	－	551
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,182	11,682	19,275	△2,021	43,118
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△453	－	△453
当期純利益	－	－	3,238	－	3,238
自己株式の取得	－	－	－	△7	△7
土地再評価差額金の取崩	－	－	264	－	264
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	3,049	△7	3,041
当期末残高	14,182	11,682	22,324	△2,028	46,160

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,040	6,035	△461	6,614	110	49,292
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	551
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,040	6,035	△461	6,614	110	49,844
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△453
当期純利益	－	－	－	－	－	3,238
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△7
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	264
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	916	147	717	1,781	△19	1,761
当期変動額合計	916	147	717	1,781	△19	4,803
当期末残高	1,957	6,182	256	8,395	91	54,647

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……25社

主要な連結子会社の名称

トナミ運輸㈱、トナミ商事㈱、京神倉庫㈱、トナミ運輸信越㈱、
トナミ運輸中国㈱、阿南自動車㈱、トナミ国際物流㈱

前連結会計年度において連結子会社でありましたトナミスタッフサポート㈱は当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しております。

また、新たに株式を取得したことにより菱星物流㈱を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

子会社のうち、托納美物流（大連）有限公司他３社については、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないと認められるので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数……７社

主要な会社等の名称

北海道トナミ運輸㈱、高岡通運㈱

非連結子会社である托納美物流（大連）有限公司他３社及び関連会社であるアルハイテック㈱他１社については、いずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であって、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

②デリバティブ……時価法

③たな卸資産……主として最終仕入原価法による原価法、一部個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）……定率法によっております。
ただし、建物及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物……２年～67年
機械装置及び運搬具…２年～17年

②無形固定資産（リース資産除く）……残存価額を零とする定額法

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……営業債権、貸付金などの貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……従業員の賞与の引当として支給見込額基準により計上しております。

③役員退職慰労引当金……一部連結子会社について役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が854百万円減少し、利益剰余金が551百万円増加しております。なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息

③ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれん及び平成22年３月31日以前に発生した負ののれんの償却については、５年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額　56,362百万円
2. 担保に供している資産

建　　物	2,129百万円
車両運搬具	0百万円
土　　地	11,147百万円
合　　計	13,276百万円

※上記のうち、道路交通事業財団抵当に係るものは建物860百万円、車両運搬具0百万円、土地7,735百万円であります。

対応する債務

短期借入金	2,820百万円
長期借入金	711百万円

※上記のうち、道路交通事業財団抵当に係るものは短期借入金1,290百万円、長期借入金69百万円であります。

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証　163百万円

4. 受取手形裏書譲渡高　19百万円
5. 土地再評価法の適用について

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は、同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…平成12年３月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　…　12,334百万円

連結株主資本等変動計算書関係

1.　発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	97,610	－	－	97,610
自己株式				
普通株式	6,872	23	－	6,896

（注）　自己株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.　剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	226	２．５	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月７日取締役会	普通株式	226	２．５	平成26年９月30日	平成26年12月３日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	317	利益剰余金	３．５	平成27年３月31日	平成27年６月29日

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については銀行借入による調達を行っております。また、設備資金については設備計画に照らして必要な資金を銀行借入または社債発行により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形および営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行う体制となっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当する取締役に報告されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	12,252	12,252	―
(2)受取手形	3,367	3,367	―
(3)営業未収金	17,162	17,162	―
(4)投資有価証券 (その他有価証券)	5,659	5,659	―
資産計	38,442	38,442	―
(1)支払手形	858	858	―
(2)営業未払金	10,508	10,508	―
(3)短期借入金	10,770	10,770	―
(4)社債	5,000	5,026	26
(5)リース債務	7,341	7,527	185
(6)長期借入金	6,964	7,044	79
負債計	41,443	41,734	291
デリバティブ取引	―	―	―

(注１)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、ならびに(3)営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券(その他有価証券)

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

負債

(1)支払手形、(2)営業未払金、ならびに(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)リース債務、ならびに(6)長期借入金

社債、リース債務ならびに長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

なお、変動金利による長期借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの　：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			合計額	うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	2,200	1,400	(※)	―

(※)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています(上記(6)参照)。

(注２)非上場株式(連結貸借対照表計上額2,803百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「(4)投資有価証券(その他有価証券)」には含めておりません。

１株当たり情報関係

1.　１株当たり純資産額　601円41銭

2.　１株当たり当期純利益　35円69銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,527**	**流動負債**	**18,359**
現金及び預金	9,591	営業未払金	14
営業未収金	24	短期借入金	5,950
有価証券	9	１年以内返済予定長期借入金	864
前払費用	5	１年以内償還予定社債	5,000
短期貸付金	7,364	未払金	13
未収入金	6	未払消費税等	32
未収法人税等	28	未払費用	29
その他	497	預り金	6,441
固定資産	**38,904**	賞与引当金	15
有形固定資産	**480**	**固定負債**	**6,434**
建物	125	長期借入金	5,400
構築物	12	繰延税金負債	814
機械装置	0	再評価に係る繰延税金負債	75
車両運搬具	15	退職給付引当金	66
工具器具備品	31	その他	77
土地	294	**負債合計**	**24,794**
無形固定資産	**33**	**純資産の部**	
借地権	33	**株主資本**	**29,587**
投資その他の資産	**38,390**	**資本金**	**14,182**
投資有価証券	6,632	**資本剰余金**	**11,684**
関係会社株式	30,901	資本準備金	3,545
長期貸付金	723	その他資本剰余金	8,138
差入保証金	20	**利益剰余金**	**5,749**
その他	229	その他利益剰余金	5,749
貸倒引当金	△116	繰越利益剰余金	5,749
		自己株式	**△2,028**
		評価・換算差額等	**2,049**
		その他有価証券評価差額金	**1,895**
		土地再評価差額金	**154**
		純資産合計	**31,637**
資産合計	**56,431**	**負債・純資産合計**	**56,431**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		1,356
営業原価		－
営業総利益		1,356
販売費及び一般管理費		803
営業利益		552
営業外収益		388
受取利息	151	
受取配当金	121	
受取家賃	43	
為替差益	56	
その他	15	
営業外費用		220
支払利息	96	
社債利息	50	
貸倒引当金繰入額	53	
その他	19	
経常利益		721
特別利益		0
その他	0	
特別損失		40
関係会社株式評価損	39	
その他	1	
税引前当期純利益		681
法人税、住民税及び事業税		61
当期純利益		619

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,182	3,545	8,138	11,684
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,182	3,545	8,138	11,684
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	14,182	3,545	8,138	11,684

（単位：百万円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,578	5,578	△2,021	29,423
会計方針の変更による累積的影響額	5	5	－	5
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,583	5,583	△2,021	29,428
当期変動額				
剰余金の配当	△453	△453	－	△453
当期純利益	619	619	－	619
自己株式の取得	－	－	△7	△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	166	166	△7	158
当期末残高	5,749	5,749	△2,028	29,587

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,009	146	1,155	30,579
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	5
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,009	146	1,155	30,584
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△453
当期純利益	－	－	－	619
自己株式の取得	－	－	－	△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	886	7	893	893
当期変動額合計	886	7	893	1,052
当期末残高	1,895	154	2,049	31,637

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ……時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。
ただし、建物および構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物および構築物……３年～50年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……営業債権、貸付金などの貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の引当として支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
なお、当該変更に伴う影響額は軽微であります。

5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表関係

1. 関係会社に対する短期金銭債権　7,890百万円
   関係会社に対する長期金銭債権　723百万円
   関係会社に対する短期金銭債務　6,446百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額　558百万円
3. 担保に供している資産

建　　物	103百万円
土　　地	249百万円
合　　計	352百万円

対応する債務

短期借入金	1,290百万円
長期借入金	69百万円

4. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対する保証　112百万円

5. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
   - 再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。
   - 再評価を行った年月日…平成12年３月31日
   - 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　143百万円

損益計算書関係

関係会社との取引高	営業収益	1,356百万円
	営業費用	45百万円
	営業取引以外の取引	230百万円

株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類および株式数

	当期首株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
自己株式				
普通株式	6,855	23	－	6,878

（注）自己株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
賞与引当金	5
退職給付引当金	21
役員退職慰労金	16
投資有価証券	4
子会社株式	4,287
その他	71
繰延税金資産小計	4,406
評価性引当額	△4,406
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△814
繰延税金負債合計	△814
繰延税金資産の純額	△814

関連当事者との取引関係

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	トナミ運輸㈱	富山県高岡市	10,000	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 賃貸料収入 資金貸付 役員の兼任	経営指導料（注１）	564	－	－
							資金の貸付（注２）	－	１年以内長期貸付金	400
							利息の受取（注２）	18	－	－
							ＣＭＳによる預り（注３）	－	預り金	2,250
							家賃の受取（注４）	42	－	－
							当社の銀行借入金等に対する土地等の担保提供（注５）	11,109	－	－
子会社	トナミビジネスサービス㈱	東京都中央区	30	金融サービス業	所有直接100%	経営管理 資金貸付 役員の兼任	資金の貸付（注２）	12,742	短期貸付金	3,488
							利息の受取（注２）	58	－	－
子会社	トナミ運輸信越㈱	新潟県新潟市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 役員の兼任	ＣＭＳによる預り（注３）	－	預り金	1,195
子会社	トナミ運輸中国㈱	広島県広島市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 役員の兼任	ＣＭＳによる預り（注３）	－	預り金	1,141

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	阿南自動車㈱	長野県諏訪市	23	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理資金貸付役員の兼任	ＣＭＳによる貸付（注３）	－	短期貸付金	593
子会社	第一倉庫㈱	愛知県名古屋市	100	倉庫事業	所有直接100%	経営管理資金貸付役員の兼任	ＣＭＳによる貸付（注３）	－	短期貸付金	1,502
子会社	京神倉庫㈱	京都府京都市	490	倉庫事業	所有直接100%	経営管理資金貸付役員の兼任	ＣＭＳによる貸付（注３）	－	短期貸付金	643

（注）役員の兼任等につきましては、平成27年３月31日現在で記載しております。

取引条件および取引条件の決定方針等

注１ 経営指導料につきましては、業務の内容を勘案して決定しております。
注２ 資金貸付および利息受取につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
注３ ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメントシステム）による貸付および預りについては、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、貸付金利および借入金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
注４ 家賃の受取につきましては、市場価格を勘案し、使用面積に基づき合理的に決定しております。
注５ 当社の銀行借入金等に対するトナミ運輸㈱からの土地等の担保提供については、当社からトナミ運輸㈱への資金貸付のための資金借入に対するものであります。

１株当たり情報関係

1. １株当たり純資産額　348円69銭
2. １株当たり当期純利益　6円83銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

トナミホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　川　正　房　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

トナミホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　川　正　房　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

トナミホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　　松　田　充　夫　㊞

常勤監査役　　武　部　正　文　㊞

社外監査役　　犬　島　伸一郎　㊞

社外監査役　　石　黒　洋　二　㊞

社外監査役　　海　道　俊　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績・キャッシュフローの状況等を考慮しつつ安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移したことから、今後の業績見通しその他諸般の状況を総合的に勘案して、１円の増配を含めて１株当たり３円50銭とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金３円50銭　　総額　317,560,247円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	綿貫勝介（わたぬきかつすけ） （昭和34年２月10日生）	昭和62年２月　当社入社 平成３年６月　取締役 平成９年６月　常務取締役 平成13年６月　専務取締役 平成15年６月　取締役副社長 平成17年６月　代表取締役社長（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長	500,000株
2	寺林康男（てらばやしやすお） （昭和25年８月19日生）	昭和48年３月　当社入社 平成17年６月　取締役上席執行役員 平成20年10月　取締役 平成23年６月　常務取締役（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱専務取締役	20,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	永原 善巳（ながはら よしみ） （昭和28年８月３日生）	昭和51年３月　当社入社 平成19年６月　取締役上席執行役員 平成20年10月　取締役（現在） 平成24年７月　経営企画室担当兼関係会社管理部担当兼事業戦略室担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱常務取締役	21,649株
4	髙田 和夫（たかた かずお） （昭和31年３月14日生）	昭和58年６月　当社入社 平成19年６月　取締役上席執行役員 平成20年10月　取締役（現在） 平成23年６月　人事管理グループ担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱常務取締役	16,000株
5	泉 伸一（いずみ しんいち） （昭和31年３月３日生）	昭和53年４月　当社入社 平成19年６月　取締役上席執行役員 平成20年10月　取締役 平成21年６月　取締役退任 平成25年６月　取締役（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱常務取締役	8,000株
※6	赤松 毅（あかまつ たけし） （昭和29年１月24日生）	昭和47年３月　当社入社 平成21年６月　トナミ運輸㈱取締役上席執行役員自動車事業本部営業部長 平成24年７月　トナミ運輸㈱取締役上席執行役員運輸統括本部副本部長兼営業統括部長（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱取締役上席執行役員	4,000株
7	輪達 光春（わだち みつはる） （昭和29年２月11日生）	昭和47年３月　当社入社 平成23年６月　取締役（現在）経営管理グループ担当兼経営管理グループ財務部長兼内部統制担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱取締役上席執行役員 トナミビジネスサービス㈱取締役社長	16,315株
※8	犬島 伸一郎（いぬしま しんいちろう） （昭和15年３月20日生）	昭和38年４月　㈱北陸銀行入行 平成３年６月　同行取締役 平成６年６月　同行常務取締役 平成８年６月　同行専務取締役 平成10年６月　同行取締役頭取 平成14年６月　同行特別顧問 平成15年６月　同行特別参与(現在) 平成15年６月　当社監査役(現在) （重要な兼職の状況） コーセル㈱社外監査役	なし

（注）　1. ※は新任候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 犬島伸一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 犬島伸一郎氏は、現在当社の社外監査役でありますが、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。
5. 社外取締役候補者とした理由
犬島伸一郎氏は、長年の金融機関における経験、企業経営の豊富な幅広い知識と見識を有し、当社の事業内容等に精通してこられた経験を、経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、犬島伸一郎氏の当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。
6. 当社は犬島伸一郎氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423号第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役犬島伸一郎、石黒洋二、海道俊雄の３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただきますと、当社の監査役は４名（うち社外監査役２名）となります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石黒（いしぐろ）　洋二（ようじ） （昭和16年５月７日生）	昭和35年４月　大阪国税局入局 平成10年７月　金沢税務署長 平成13年４月　新湊市監査委員 平成15年６月　当社監査役(現在) 平成17年12月　射水市監査委員 （重要な兼職の状況） 石黒洋二税理士事務所代表 黒谷㈱社外監査役	10,000株
2	海道（かいどう）　俊雄（としお） （昭和20年４月12日生）	昭和43年３月　監査法人池田昇一事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和49年１月　海道俊雄公認会計士事務所開設・代表（現在） 昭和62年９月　センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成23年６月　当社監査役（現在） （重要な兼職の状況） 海道俊雄公認会計士事務所代表	なし

（注）1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石黒洋二氏および海道俊雄氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は石黒洋二氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役候補者とした理由
(1) 石黒洋二氏につきましては、税理士として税務および会計に関する見識を有し、その専

門的知見から経理業務に対する指導および監視機能の発揮が期待できるため、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

(2) 海道俊雄氏につきましては、公認会計士として財務および会計に関する見識を有し、その専門的立場から経営の監視機能を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 当社は定款の規定に基づき石黒洋二氏、海道俊雄氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

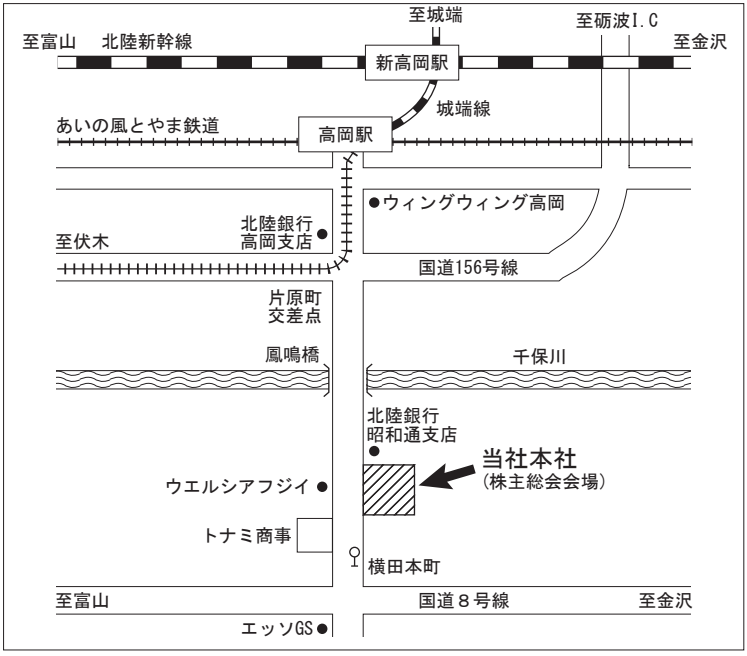
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第95回　定時株主総会会場ご案内図

会　場　富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
当社本社　４階ホール



交　通　＊高岡駅より徒歩約20分
＊バス利用の場合
新高岡駅①番のりば、高岡駅③番のりば（福岡・石動方面行）
「横田本町」下車、徒歩約２分